

幼稚園･保育所･認定こども園等を利用する
3歳から5歳児クラスをはじめとした

利用料の無償化について



幼稚園、認定こども園、認可保育所等

■３歳児クラスから５歳児クラスまでの全ての子どもの利用料が無償化

■０歳児クラスから２歳児クラスまでの子どもは、市民税非課税世帯が無償化

- □ 私学助成幼稚園については、入園料相当額（入園初年度のみ）・保育料を対象として、月額 28,000 円まで無償となります。
- □ 国立大学附属幼稚園については、入園料相当額（入園初年度のみ）・保育料を対象として、月額 8,700 円まで無償となります。月額 8,700 円を超える部分については保護者負担となります。
- □ 無償化の期間は、満３歳になった後の４月１日から小学校就学前までの３年間です。
 幼稚園については、満３歳から無償化の対象となります。
- □ 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。

幼稚園の預かり保育

■保育の必要性の認定のある３歳児クラスから５歳児クラスまでの子どもの利用料が、月額 12,300 円まで無償化

- □ 利用日数に応じて１日あたり４９０円、月額 12,300 円を上限として無償となります。
- □ 満３歳になった日から満３歳後最初の３月３１日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額 17,700 円が上限額）

認可外保育施設等

■保育の必要性の認定のある３歳児クラスから５歳児クラスまでの子どもで、保育所・認定こども園等を利用していない場合、利用料が月額 40,300 円まで無償化

- □ ０歳児クラスから２歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは、月額 45,700 円までの利用料が無償となります。
- □ 認可外保育施設等とは、届出済認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等です。
- □ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。（月額 12,300 円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限額）

障害児通園施設等

■３歳児クラスから５歳児クラスまでの子どもの利用料が無償化

- □ 幼稚園、認定こども園、認可保育所等と併用する場合も無償化の対象となります。
- □ 無償化の期間は、満３歳になった後の４月１日から小学校就学前までの３年間です。



【お問合せ先】 木津川市保育幼稚園課 ☎0774-75-1212